

下関市教育委員会 10月定例会 別冊資料

令和元年10月25日（金） 9：30～
教育センター 3階中研修室

【 目 次 】

[議案（非公開）]

- 第69号 下関市烏山民俗資料館の設置等に関する条例の一部を
改正する条例 …………… 別冊 P 1
- 第70号 下関市菊川ふれあい会館の設置等に関する条例の一部を
改正する条例 …………… 別冊 P 3
- 第71号 下関市菊川青年交流館の設置等に関する条例を
廃止する条例 …………… 別冊 P 6
- 第72号 財産の取得について …………… 別冊 P 8
- 第74号 下関市立図書館の設置等に関する条例の一部を
改正する条例 …………… 別冊 P 10
- 第75号 下関市立図書館の設置等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則 …………… 別冊 P 12
- 第76号 下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部を
改正する条例 …………… 別冊 P 14

下関市教育委員会
議案第69号

下関市烏山民俗資料館の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。
令和元年10月25日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市烏山民俗資料館の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市烏山民俗資料館の設置等に関する条例（平成21年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「午前10時」を「午前9時」に、「午後8時」を「午後7時」に改め、同項ただし書中「午後7時30分」を「午後6時30分」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

下関市川棚温泉交流センターの開館時間変更にともない、同一施設内に設置される下関市烏山民俗資料館の開館時間の変更を、令和元年第4回定例市議会へ議案として提出するため

議案第69号 参考資料

新 旧 対 照 表

旧	新
(開館時間) 第4条 資料館の開館時間は、午前10時から午後8時までとする。ただし、入館は、午後7時30分までとする。	(開館時間) 第4条 資料館の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、入館は、午後6時30分までとする。

下関市教育委員会

議案第70号

下関市菊川ふれあい会館の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年10月25日

下関市教育委員会

教育長 児玉 典彦

下関市菊川ふれあい会館の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

別表第1備考第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

入場料、会費、会場整理費等(以下「入場料等」という。)を徴収して使用する場合は、当該使用区分に係る基本使用料の額に次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算する。

別表第1備考第2項第5号を削り、同表備考第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同表備考第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、営利(営業、宣伝等を含む。)を目的として使用する場合は、当該使用区分に係る基本使用料の額に150パーセントを乗じて得た額を加算する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

下関市菊川ふれあい会館の使用料に係る規定の改定及び所要の条文整備を、令和元年第4回定例市議会へ議案として提出するため。

○下関市菊川ふれあい会館の設置等に関する条例 新旧対照表

旧	新
別表第 1 (第 8 条関係) 備考 1 (略) 2 使用者が入場料、会費、会場整理費(以下「入場料等」という。)を徴収して使用する場合は営利(営業、宣伝等を含む。以下同じ。)の目的で使用する場合には、当該使用区分に係る基本使用料の額に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。 (1) 入場料等の 1 人当たりの徴収額の最高額 (以下「入場料等の最高額」という。)が 1,000 円未満のとき 50 パーセント (2) 入場料等の最高額が 1,000 円以上 2,000 円未満のとき 80 パーセント (3) 入場料等の最高額が 2,000 円以上 3,000 円未満のとき 100 パーセント	別表第 1 (第 8 条関係) 備考 1 (略) 2 <u>入場料、会費、会場整理費等(以下「入場料等」という。)を徴収して使用する場合は、当該使用区分に係る基本使用料の額に次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算する。</u> (1) 入場料等の 1 人当たりの徴収額の最高額 (以下「入場料等の最高額」という。)が 1,000 円未満のとき 50 パーセント (2) 入場料等の最高額が 1,000 円以上 2,000 円未満のとき 80 パーセント (3) 入場料等の最高額が 2,000 円以上 3,000 円未満のとき 100 パーセント (4) 入場料等の最高額が 3,000 円以上のとき 12

(4) 入場料等の最高額が3,000円以上のとき 12 0パーセント (5) 入場料等を徴収しないが営利目的とするとき 15 0パーセント 3 所定の使用時間の区分を超えて使用するときは、当該使用 区分に係る基本使用料の額を合算した額を徴収する。 4 使用時間を超過して使用する場合は、超過する時間1時間 につき、当該使用区分に係る基本使用料に30パーセントを 乗じて得た額を加算する。この場合において、1時間未満の 端数があるときは、これを1時間とみなす。 5 使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、 これを切り捨てる。	0パーセント (5) (削除) 3 前項の規定にかかわらず、<u>営利（営業、宣伝等を含む。）を 目的として使用する場合は、当該使用区分に係る基本使用料 の額に150パーセントを乗じて得た額を加算する。</u> 4 所定の使用時間の区分を超えて使用するときは、当該使用 区分に係る基本使用料の額を合算した額を徴収する。 5 使用時間を超過して使用する場合は、超過する時間1時間 につき、当該使用区分に係る基本使用料に30パーセントを 乗じて得た額を加算する。この場合において、1時間未満の 端数があるときは、これを1時間とみなす。 6 使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、 これを切り捨てる。
---	---

下関市教育委員会

議案第 7 1 号

下関市菊川青年交流館の設置等に関する条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 1 0 月 2 5 日

下関市教育委員会

教育長 児玉 典彦

下関市菊川青年交流館の設置等に関する条例を廃止する条例

下関市菊川青年交流館の設置等に関する条例(平成 1 7 年条例第 1 2 9 号)
は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

下関市菊川青年交流館の廃止について、令和元年第 4 回定例市議会に議案
として提出するため。

議案第 7 1 号 参考資料

下関市菊川青年交流館の廃止について

1 下関市菊川青年交流館の概要など

竣工年度	平成 1 1 年度（供用開始：平成 12 年 4 月）	
所在地	下関市菊川町大字下岡枝 9 番地 2	
土地面積	1,366.54 m ²	
延床面積	173.90 m ²	
構造	地上 1 階 木造平屋建て	
	会議室、調理室	
施設の管理	平成 12 年度～平成 17 年度	青年団への管理委託
	平成 18 年度～平成 27 年度	青年団への指定管理
	平成 28 年度～	下関市の直営

2 下関市菊川青年交流館の廃止に係る経緯など

下関市菊川青年交流館は、主な利用者である菊川町青年団の団員が平成 3 0 年度末時点で 4 名にまで減少し、今後増加の見込みがないことから今後の施設利用に係る利用率の低下が想定されています。

また菊川地区では、公共施設の適正配置に関する方向性のなかで、下関市菊川町総合福祉会館が前期（2015～2022 年）に解体する方向性が示されており、会館の一部を利用している「きくがわ児童クラブ」の移転が菊川地区の児童育成の大きな課題となっていたことから、平成 3 0 年 7 月に菊川総合支所市民生活課から「きくがわ児童クラブ」を下関市菊川青年交流館に移転できないかという打診がありました。

菊川教育支所としては、青年活動を今後も維持していくことと、菊川地区の課題解決の方策を検討した結果、令和 2 年 3 月 3 1 日をもって下関市菊川青年交流館の機能を菊川ふれあい会館に集約し、下関市菊川青年交流館を廃止することといたしました。

施設の廃止後は、「きくがわ児童クラブ」として使用されることとなっています。

下関市教育委員会
議案第72号

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和元年10月25日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

財産の取得について

学校統合に伴う遠距離通学児童・生徒の通学手段を確保するため、下記のとおり財産を取得する。

記

- 1 契約の相手方 下関市長府扇町12番20号
山口日野自動車株式会社下関支店
支店長 鶴 井 健 雄
- 2 目 的 物 マイクロバス 5台
- 3 取 得 価 格 33,330,000円

提案理由

マイクロバスの取得について、令和元年第4回定例市議会へ議案として提出するため。

議案参考資料

1 自動車の仕様等

- (1) 車 種 等 マイクロバス
- (2) 年 式 令和2年式（2020年式）新車
- (3) 車体寸法 全長 7,000mm 未満
 全幅 2,100mm 未満
 全高 2,810mm 未満
- (4) 最高出力 110kw（150PS）
- (5) 排 気 量 4,000 cc 以上
- (6) 変 速 機 A T 車（6 速）
- (7) 使用燃料 軽油
- (8) 乗車定員 29人（運転席・補助席を含む。）
- (9) 車 体 色 シルバー系

- 2 納入場所 下関市立豊北中学校スクールバス駐車場（2台）
 下関市立滝部小学校スクールバス駐車場（3台）

- 3 納入期限 令和2年3月27日（金）

○参考写真

スクールバス（H31.4.1 運行開始 滝部小学校）



下関市教育委員会
議案第 74 号

下関市立図書館の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 10 月 25 日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市立図書館の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立図書館の設置等に関する条例（平成 17 年条例第 110 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項及び第 2 項中「中央図書館」を「図書館」に改め、同条第 3 項第 1 号中「中央図書館」を「図書館」に改め、第 2 号及び第 3 号を削り、同項第 4 号中「前 3 号」を「前号」に改め、同号を第 2 号とし、同条第 4 項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

指定管理者に中央図書館部分の維持管理を行わせる上での条文整備を行うことについて、令和元年第 4 回定例市議会へ議案を提出するため。

旧	新
(指定管理者による管理) 第11条 委員会は、図書館の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に<u>中央図書館</u>の管理を行わせることができる。 2 指定管理者は、法令、この条例に基づく規則その他別に定めるところに従い、<u>中央図書館</u>の管理を行わなければならない。 3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。 (1) <u>中央図書館の維持管理に関する業務</u> (2) <u>中央図書館の使用許可に関する業務</u> (3) <u>中央図書館の運営企画に関する業務</u> (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める業務 4 <u>第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第5条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第7条中「中央図書館内の多目的室又は彦島図書館内の視聴覚室」とあるのは「中央図書館内の多目的室」と、「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第12条中「委員会」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。</u>	(指定管理者による管理) 第11条 委員会は、図書館の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に<u>図書館</u>の管理を行わせることができる。 2 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他別に定めるところに従い、<u>図書館</u>の管理を行わなければならない。 3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。 (1) <u>図書館の維持管理に関する業務</u> 削除 削除 (2) <u>前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める業務</u> 削除

下関市教育委員会

議案第 75 号

下関市立図書館の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和元年 10 月 25 日

下関市教育委員会

教育長 児玉 典彦

下関市立図書館の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

下関市立図書館の設置等に関する条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章 読み替え規定（第 27 条）

第 4 章 雑則（第 28 条）

」を

「第 3 章 雑則（第 27 条）」に改める。

第 3 章を削る。

第 4 章中第 28 条を第 27 条とし、同章を第 3 章とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

下関市立図書館の設置等に関する条例の一部を改正する条例に伴い、所要の条文整備を行うため。

旧	新
目次 (略) 第3章 <u>読み替え規定 (第27条)</u> 第4章 <u>雑則 (第28条)</u> (略) 第3章 <u>読み替え規定</u> (指定管理者による管理) 第27条 <u>条例第11条第1項の規定により、中央図書館の管理を指定管理者 (同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)) に行わせる場合にあつては、第3条、第5条から第8条まで、第10条、第11条、第13条から第15条まで、第17条、第18条及び第21条から第23条までの規定中「館長」とあるのは、「指定管理者」として、これらの規定を適用する。</u> 第4章 <u>雑則</u> (その他) 第28条 <u>略</u>	目次 (略) 削除 第3章 <u>雑則 (第27条)</u> (略) 削除 第3章 <u>雑則</u> (その他) 第27条 <u>略</u>

下関市教育委員会
議 案 第 7 6 号

下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年10月25日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例（平成17年条例第115号）の一部を次のように改正する。

第1条の表 下関市宇賀ふれあいセンターの項中「下関市豊浦町大字宇賀4940番地」を「下関市豊浦町大字宇賀4940番地1」に改める。

別表 下関市豊浦ふれあいセンターの表中備考以外の部分を次のように改める。

下関市豊浦ふれあいセンター

（単位：円）

室名	区分	使用料		
		午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後10時まで1時間につき	左記の時間帯以外の時間1時間につき
むらの味伝承開発室		100	150	150
くらしの伝承交流室		100	150	150
健康管理室		100	150	150

別表 下関市小野ふれあいセンターの表中備考以外の部分を次のように改める。

下関市小野ふれあいセンター

(単位：円)

区分 室名	使用料		
	午前 9 時から午後 5 時まで 1 時間に つき	午後 5 時から午後 1 0 時まで 1 時間 につき	左記の時間帯以外 の時間 1 時間につ き
情報発信室	1 0 0	1 5 0	1 5 0
多目的コミュニティ 室	1 0 0	1 5 0	1 5 0
和室	1 0 0	1 5 0	1 5 0
特産加工室	1 0 0	1 5 0	1 5 0
調理実習室	1 0 0	1 5 0	1 5 0
屋内運動場	1 0 0	1 5 0	1 5 0

別表 下関市宇賀ふれあいセンターの表中備考以外の部分を次のように改める。

下関市宇賀ふれあいセンター

(単位：円)

区分 室名	使用料		
	午前 9 時から午後 5 時まで 1 時間に つき	午後 5 時から午後 1 0 時まで 1 時間 につき	左記の時間帯以外 の時間 1 時間につ き
講座室	1 0 0	1 5 0	1 5 0
屋内運動場	1 0 0	1 5 0	1 5 0

附 則

この条例は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

提案理由

土地の分筆による地番の変更に伴う下関市宇賀ふれあいセンターの位置表示の改定及びふれあいセンターの使用料改定について、令和元年第 4 回定例市議会へ議案を提出するため。

下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例(新旧対照表)

旧		新																																													
(設置) 第1条 自主性・共同性を活かした快適で活力あるまちづくり、ひとづくりを総合的に推進するため、次のとおりふれあいセンター（以下「センター」という。）を設置する。		(設置) 第1条 自主性・共同性を活かした快適で活力あるまちづくり、ひとづくりを総合的に推進するため、次のとおりふれあいセンター（以下「センター」という。）を設置する。																																													
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>下関市豊浦ふれあいセンター</td><td>下関市豊浦町大字宇賀7925番地1</td></tr><tr><td>下関市小野ふれあいセンター</td><td>下関市豊浦町大字川棚1486番地1</td></tr><tr><td>下関市宇賀ふれあいセンター</td><td>下関市豊浦町大字宇賀4940番地</td></tr></table>		名称	位置	下関市豊浦ふれあいセンター	下関市豊浦町大字宇賀7925番地1	下関市小野ふれあいセンター	下関市豊浦町大字川棚1486番地1	下関市宇賀ふれあいセンター	下関市豊浦町大字宇賀4940番地	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>下関市豊浦ふれあいセンター</td><td>下関市豊浦町大字宇賀7925番地1</td></tr><tr><td>下関市小野ふれあいセンター</td><td>下関市豊浦町大字川棚1486番地1</td></tr><tr><td>下関市宇賀ふれあいセンター</td><td>下関市豊浦町大字宇賀4940番地1</td></tr></table>		名称	位置	下関市豊浦ふれあいセンター	下関市豊浦町大字宇賀7925番地1	下関市小野ふれあいセンター	下関市豊浦町大字川棚1486番地1	下関市宇賀ふれあいセンター	下関市豊浦町大字宇賀4940番地1																												
名称	位置																																														
下関市豊浦ふれあいセンター	下関市豊浦町大字宇賀7925番地1																																														
下関市小野ふれあいセンター	下関市豊浦町大字川棚1486番地1																																														
下関市宇賀ふれあいセンター	下関市豊浦町大字宇賀4940番地																																														
名称	位置																																														
下関市豊浦ふれあいセンター	下関市豊浦町大字宇賀7925番地1																																														
下関市小野ふれあいセンター	下関市豊浦町大字川棚1486番地1																																														
下関市宇賀ふれあいセンター	下関市豊浦町大字宇賀4940番地1																																														
別表（第6条関係） 下関市豊浦ふれあいセンター ～（略）～		別表（第6条関係） 下関市豊浦ふれあいセンター ～（略）～																																													
<table><tr><th rowspan="2">室名</th><th colspan="2">使用料</th></tr><tr><th>午前9時から午後5時まで1時間につき</th><th>午後5時から午後10時まで1時間につき</th></tr><tr><td>むらの味伝承開発室</td><td>100</td><td>150</td></tr><tr><td>ぐらしの伝承交流室</td><td>100</td><td>150</td></tr><tr><td>健康管理室</td><td>100</td><td>150</td></tr></table> 備考 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数の時間を1時間として計算する。 2 営利、営業、宣伝等を目的とし、又は入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、当該使用料に当該使用料の200パーセントを加算した額とする。 3 冷暖房及びガスをを使用した場合は、実情に応じて実費を徴収する。 下関市小野ふれあいセンター		室名	使用料		午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後10時まで1時間につき	むらの味伝承開発室	100	150	ぐらしの伝承交流室	100	150	健康管理室	100	150	<table><tr><th rowspan="2">室名</th><th colspan="2">使用料</th><th rowspan="2">左記の時間以外につき</th></tr><tr><th>午前9時から午後5時まで1時間につき</th><th>午後5時から午後10時まで1時間につき</th></tr><tr><td>情報発信室</td><td>100</td><td>150</td><td>150</td></tr><tr><td>多目的コミュニケーション室</td><td>100</td><td>150</td><td>150</td></tr><tr><td>和室</td><td>100</td><td>150</td><td>150</td></tr><tr><td>特産加工室</td><td>100</td><td>150</td><td>150</td></tr><tr><td>調理実習室</td><td>100</td><td>150</td><td>150</td></tr><tr><td>屋内運動場</td><td>100</td><td>150</td><td>150</td></tr></table>		室名	使用料		左記の時間以外につき	午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後10時まで1時間につき	情報発信室	100	150	150	多目的コミュニケーション室	100	150	150	和室	100	150	150	特産加工室	100	150	150	調理実習室	100	150	150	屋内運動場	100	150	150
室名	使用料																																														
	午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後10時まで1時間につき																																													
むらの味伝承開発室	100	150																																													
ぐらしの伝承交流室	100	150																																													
健康管理室	100	150																																													
室名	使用料		左記の時間以外につき																																												
	午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後10時まで1時間につき																																													
情報発信室	100	150	150																																												
多目的コミュニケーション室	100	150	150																																												
和室	100	150	150																																												
特産加工室	100	150	150																																												
調理実習室	100	150	150																																												
屋内運動場	100	150	150																																												

旧

備考

1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数の時間を1時間として計算する。

2 営利、営業、宣伝等を目的とし、又は入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、当該使用料に当該使用料の200パーセントを加算した額とする。

3 冷暖房及びガスをを使用した場合は、実情に応じて実費を徴収する。

下関市宇賀ふれあいセンター

(単位:円)

室名	区分	使用料	
		午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後10時まで1時間につき
講座室		100	150
屋内運動場		100	150

新

備考

1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数の時間を1時間として計算する。

2 営利、営業、宣伝等を目的とし、又は入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、当該使用料に当該使用料の200パーセントを加算した額とする。

3 冷暖房及びガスをを使用した場合は、実情に応じて実費を徴収する。

下関市宇賀ふれあいセンター

(単位:円)

室名	区分	使用料		
		午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後10時まで1時間につき	左記の時間並以外1時間につき
講座室		100	150	150
屋内運動場		100	150	150